

令和 4 年度大阪市障がい者等基礎調査について

1 大阪市障がい者等基礎調査の必要性

令和 3 年 3 月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画に位置づけられる「大阪市障がい者支援計画」（平成 30 年度から令和 5 年度）の中間見直しを行うとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村障害福祉計画に位置づけられる「第 6 期大阪市障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」（令和 3 年度から 5 年度）を策定したところである。

上記 3 計画は、令和 5 年度末をもって終了することから、次期計画として「大阪市障がい者支援計画・第 7 期大阪市障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を新たに策定する必要がある。

なお、計画を策定するにあたり、内閣府が定める「市町村障害者計画策定指針」において、地域の障がい者、住民の意見を広く聴取するよう配慮することとされていること、また、障害者総合支援法及び児童福祉法において、市町村は障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するにあたっては、障がい者等にニーズ把握等を行うことが努力義務化されている。

このことから、令和 4 年度中に「大阪市障がい者等基礎調査」（以下「基礎調査」という。）を実施することにより、本市の障がい者等の生活実態やニーズ等の把握を行い、計画策定の基礎資料とするものである。

2 実施するにあたって留意する点

前回の調査では、医療的ケアが必要なこどもにかかる支援の在り方を検討するため、新たな調査として、「医療的ケアが必要なこども基礎調査」を実施するとともに、大阪北部地震やゲリラ豪雨などの災害が発生していることから災害に関するニーズの把握や近年の介護人材不足の問題についての現状把握等を行った。

今回の調査においては、既存の調査項目の必要性を精査し、調査対象者の過度な負担とならないように進めていくとともに、新型コロナウイルス感染症による様々な課題が生じていることから、新たに新型コロナウイルス感染症による課題やニーズ調査等を実施する必要があると考える。

3 調査票の検討の進め方等

効果的・効率的に作業を進めていくために、大阪市障がい者施策推進協議会専門部会（障がい者計画策定・推進部会）にワーキンググループを設置し、令和 4 年 5～7 月頃に複数回、ワーキング会議を開催し、調査票（案）を作成する。

令和 4 年 9～10 月頃に、大阪市障がい者施策推進協議会（障がい者計画策定・

推進部会を含む)に検討結果を報告した後、11月下旬頃に基礎調査を実施する。

4 基礎調査スケジュール(案)

時期	会議及び会議内容等
令和4年3月	計画策定・推進部会 障がい者施策推進協議会 ・基礎調査の実施について ・ワーキンググループの設置
令和4年5～7月頃	ワーキンググループ ・基礎調査票(案)の検討について
令和4年9～10月頃	計画策定・推進部会 障がい者施策推進協議会 ・基礎調査票検討結果報告等について
令和4年11～12月頃	基礎調査実施(集計分析は1月下旬まで)
令和5年2～3月頃	計画策定・推進部会 障がい者施策推進協議会 ・基礎調査の結果報告について
令和5年4月	次期計画策定作業開始
令和6年4月	次期計画スタート

5 基礎調査の実施方法

基本的には統計的手法に基づいて対象者を無作為抽出して調査票を郵送し、無記名式で記入していただき、従来の返信用封筒による受け取りに加えオンラインによる受け取りも検討する。

なお、本市では区が中心となって地域の実態に合わせた取組を推進していることを踏まえ、調査対象者の抽出にあたっては、対象者の居住地が偏ることのないよう留意する。

また、調査対象者数について、前回と同数程度の対象者数として抽出し、調査票の印刷・配布・回収・集計等については、業者による委託を予定。

【参考】令和元年度（前回）大阪市障がい者等基礎調査実施結果の概要

調査票	調査票種別	対象者	設問数	発送数	有効回収数	有効回収率
障がい者（児）基礎調査（本人用）	A 1	令和元年 10 月 1 日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療（精神通院）受給者証から無作為に抽出した方	40 問	11,633	4,286	36.8%
障がい者（児）基礎調査（家族用）	A 2	上記調査票 A 1 に同封した	29 問	11,633	3,285	28.2%
障がい福祉サービス等事業者調査	B	令和元年 10 月 1 日現在の障がい福祉サービス等事業者（移動支援事業所、地域活動支援センターを含む）	23 問	3,310	1,960	59.2%
大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・発達障がい児専門療育機関利用者アンケート	C	平成 30 年度中に大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）・発達障がい児専門療育機関を利用した者の中から住所氏名の把握等が可能である方	43 問	422	210	49.8%
障がい者（児）基礎調査（施設入所者用）	D 1	施設入所前の住所が大阪市内であり、令和元年 10 月 1 日現在入所されている方	28 問	1,456	1,044	71.7%
障がい者（児）基礎調査（入所施設管理者用）	D 2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設の管理者（調査票 D 1 に同封）。	37 問	182	109	59.9%
特定医療費（指定難病）助成事業対象者基礎調査	E	令和元年 10 月 1 日現在の特定医療費（指定難病）受給者から無作為抽出した方	63 問	748	329	44.0%
小児慢性特定疾患医療支援事業対象者基礎調査	F	令和元年 10 月 1 日現在の小児慢性特定疾病医療受給者から無作為抽出した方	53 問	752	338	44.9%
医療的ケア児基礎調査	G	令和元年 10 月 1 日現在の医療型短期入所の利用者、小児慢性特定疾病医療支援事業対象者のうち、医療的ケアを受けている児童	44 問	336	144	42.9%
合 計				30,472	11,705	38.4%